

○春日井市地域生活支援事業規則(抜粋)

平成18年9月29日

規則第66号

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
 - 第2章 相談支援事業(第4条・第5条)
 - 第3章 コミュニケーション支援事業(第6条—第12条)
 - 第4章 地域生活支援サービス(第13条—第32条)
 - 第5章 日常生活用具給付等事業(第33条—第38条)
 - 第6章 補則(第39条—第41条)
- 附則

《省 略》

第2章 相談支援事業

(障害者生活支援センター)

第4条 相談支援事業の円滑な実施を図るため、障害者生活支援センター(以下「支援センター」という。)を置く。

2 支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 障害者等からの相談、必要な情報の提供その他の福祉サービスの利用援助に関すること。
- (2) 各種支援施策に関する助言、指導その他の社会資源を活用するための支援に関すること。
- (3) 社会生活力を高めるための支援に関すること。
- (4) 権利擁護のために必要な援助に関すること。
- (5) 専門機関の紹介に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(地域自立支援協議会)

第5条 相談支援事業を効果的に実施するため、春日井市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。
 - (1) 相談支援事業の運営評価等の実施に関すること。
 - (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整等に関すること。
 - (3) 地域の関係機関によるネットワークに関すること。
 - (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
 - (5) 相談支援事業の機能の強化に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。
- 3 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 相談支援事業を行う者
 - (2) 法第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者及び第 22 条の指定地域生活支援サービス事業者
 - (3) 保健及び医療関係者
 - (4) 教育及び雇用関係者
 - (5) 障害者関係団体の代表者
 - (6) 優れた識見を有する者
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 5 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

《省 略》